

地域における 防災マニュアル 作成の手引き

～地域の共助をめざそう～



書のまち春日井

道風くん

春日井市
令和7年4月

目 次

タイトル	ページ数
I 地域で防災マニュアルを作成しましょう	1
1 地域の防災マニュアルの必要性	1
2 過去の災害から学ぶ	1
3 防災・減災の要となる「共助」「自主防災組織」	1
-1 自主防災組織とは	1
-2 自主防災組織の編成と役割	2
4 要配慮者を守る	2
5 地域の防災マニュアルの作成例	4
II 防災に関する基礎知識	16
1 共通編	16
-1 避難所と避難場所	16
-2 避難に関する情報	17
-3 日頃からの備え	19
2 地震に備える	21
-1 地震の知識	21
-2 地震防災マップの活用	22
-3 日頃からの安全対策	22
3 風水害に備える	24
-1 風水害対策に関する知識習得と情報収集	24
-2 避難時に気をつけること	26
-3 身近にあるもので浸水対策	27
-4 ハザードマップの活用	27

I 地域で防災マニュアルを作成しましょう

1 地域の防災マニュアルの必要性

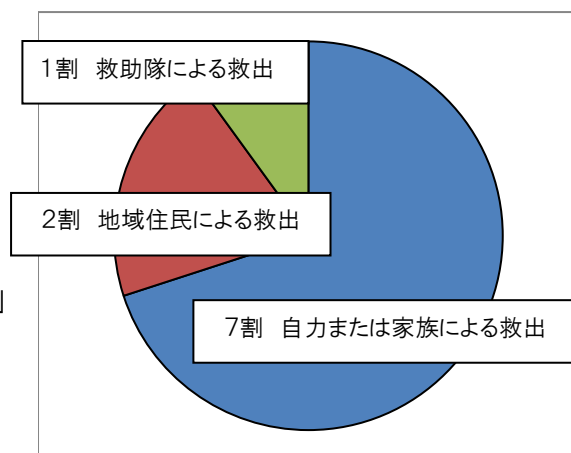
災害が起きたときの必要な助けや支援には、「自助」「共助」「公助」の3つがあります。その中でも、住民自身が協力して自分たちの身を守る「共助」が防災の要となり、災害時には、隣近所の人たちや地域ぐるみで協力して被害を防ぐ、または軽減することが求められるとともに、避難生活が長期化する場合には、自主的な避難所運営も求められます。

そのために、区・町内会・自治会、自主防災組織などの単位で、日頃から地域の防災マニュアルを定め、いざというときに迅速かつ的確に活動できるようにすることが大切です。

2 過去の災害から学ぶ

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、7割が自力または家族で（自助）、2割が隣人や通行人に（共助）、1割が救助隊に（公助）救助されました。

そのため、「自助：共助：公助」の割合は「7：2：1」といわれており、災害発生直後から数日間、「自分の命は自分で守る＝自助」「自分たちのまちは自分たちで守る＝共助」が重要となります。



阪神淡路大震災時の救助割合

3 防災・減災の要となる「共助」「自主防災組織」

災害時において、一刻も予断を許さない状況では、自分たちで自らの身を守り、隣近所の人たちと協力して被害にあった人たちを救助、救援しなければなりません。そのために、町内会や自治会単位などで組織される自主防災組織の役割が大切になります。

-1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織のことです。災害時には、個人の力や公的機関では対応しきれないこともあります。そこで力を発揮するのが「自分たちのまちは、自分たちで守る」という理念の下に結成された自主防災組織です。



-2 自主防災組織の編成と役割

災害時に組織として効果的な防災活動を行うためには、住民の方々と話し合い、誰がどういった活動を行うのか、いざという時に備えて日頃から役割分担を決めておくことが大切です。役割分担の例は次のとおりです。

◆自主防災組織についてのお問い合わせは◆
春日井市消防本部消防救急課 電話(0568)85-6374

役割分担の例

	平常時の活動	災害時の活動
総務班	地域の防災マニュアルや訓練計画の作成	市との連絡調整、各班の調整・指導、避難所の運営等
連絡・広報班	防災知識の普及	避難所内外の情報収集・伝達・発信等
食料・物資班	非常食の家庭備蓄の広報	食料・物資の調達等
保健・衛生班	応急手当の方法の習得	救護活動及び避難所の衛生管理等
要配慮者支援班	避難時に配慮が必要な住民の把握	施設内外の定期巡回等の実施
施設管理班	出火防止の啓発	初期消火・防火対策等の実施
屋外支援班	避難計画の作成及び周知	避難誘導、車中・テント生活者支援
ボランティア班	災害発生時の懸念事項の検討	ボランティアの受け入れ

4 要配慮者を守る

要配慮者とは、災害時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくく、何らかの手助けが必要な人のことです。（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など）

日頃からの交流を

日頃から、災害時に助けが必要だと自分で思う方と近隣の方、お互いがコミュニケーションをとり、どんな援助が必要なのか確認しておきましょう。

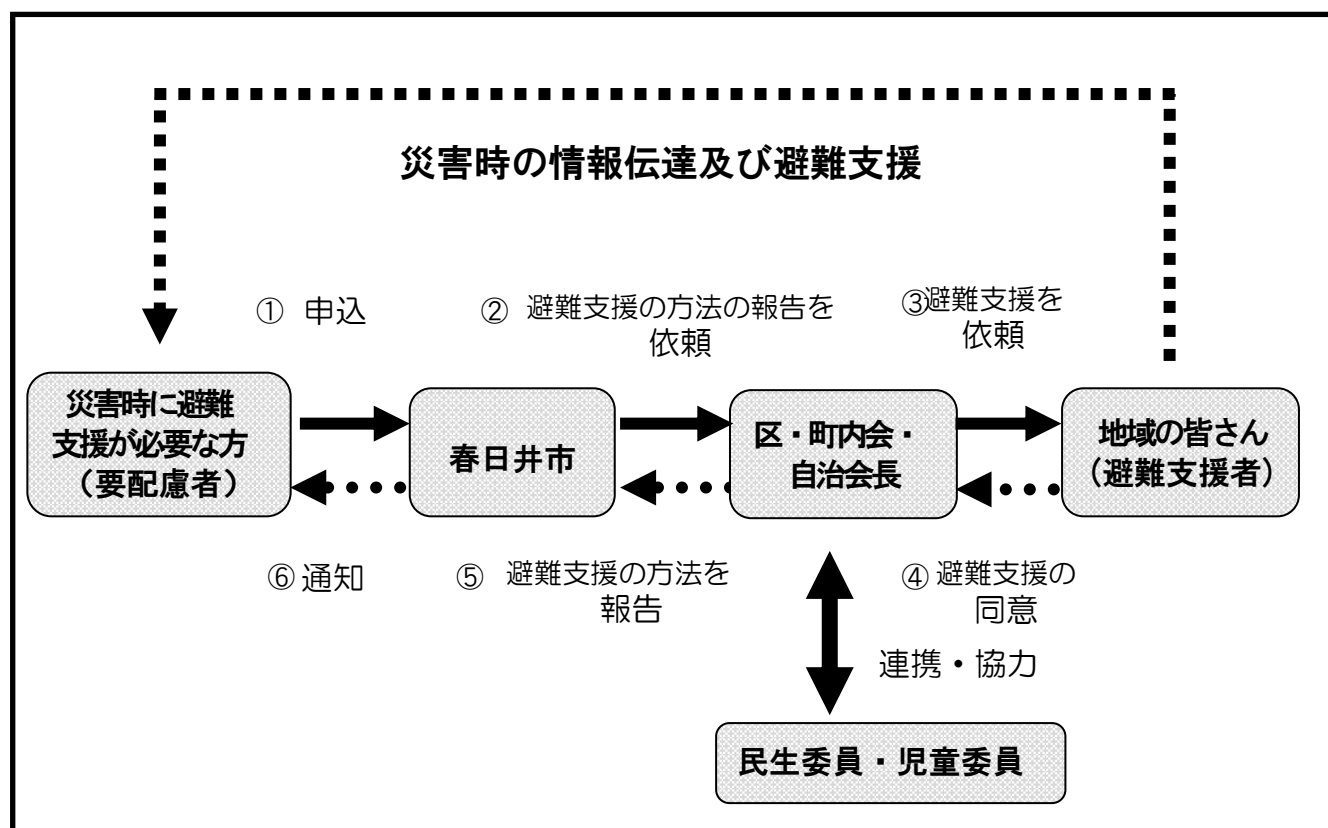


災害時の避難支援制度

この制度は、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難所への避難に支援を必要とされている方に対して、地域の皆さんの支え合い、助け合いによる避難支援を行っていただくよう、区・町内会・自治会などに協力をお願いしています。

制度の仕組み

◆災害時の避難支援制度についてのお問い合わせは◆
春日井市健康福祉部福祉政策課 電話(0568)85-6228



5 地域の防災マニュアルの作成例

区・町内会・自治会、自主防災組織などの単位で、日頃から地域の防災マニュアルを定め、いざというときに迅速かつ的確に活動できるようにすることが大切です。

防災マニュアルには、災害時の役割分担、緊急連絡網など細部にわたる部分を定めることが求められ、その例を次のとおり紹介します。

春日井市〇〇区（町内会・自治会）防災マニュアル

1 マニュアルの目的

（解説）区（町内会・自治会）の住民が共通の目的を共有するもので、マニュアルを作成する目的を明らかにするもの。

例文

このマニュアルは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下、地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、〇〇区（町内会・自治会）の住民自らが被害の事前防止や軽減、拡大防止に努めるために、あらかじめ必要な事項を定めるものである。

2 区（町内会・自治会）の住民の責務

（解説）区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの責務を明らかにし、意思統一を図るもの。

例文

「自分の命は自分で守る」という防災の原点に立って、食料・飲料水の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、区（町内会・自治会）の住民自らが災害活動の担い手となり、地域住民が協力し、組織的に行動すること。

3 事業所への協力依頼

（解説）地域内の事業所との連携を積極的に図り、区（町内会・自治会）の住民の被害を軽減するよう努める目的で記載するもの。

例文

区（町内会・自治会）に存する事業所との協力体制の確立を図り、大規模災害発生時における減災、災害復旧体制を構築する。

事業所名	協力内容
〇〇工場(株)	工場内スペースを避難場所として提供（約 100 人分）
〇〇商店(株)	食料品の提供
〇〇マンション	上層階を避難場所として提供

4 民生委員との連携

(解説)福祉面に精通する民生委員との連携は不可欠であるため、連携内容について定め、地域の防災体制の強化を図るもの。

例文

日頃から地域内の民生委員と情報交換を行い、災害発生時は連携し、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの支援体制を確立する。

民生委員氏名	電話番号
〇〇 〇〇	〇〇-〇〇〇〇
〇〇 〇〇	〇〇-〇〇〇〇
〇〇 〇〇	〇〇-〇〇〇〇

5 区(町内会・自治会)在住の特殊な技術、技能、資格を持つ人との連携

(解説)区(町内会・自治会)の住民の中には、災害時に大きな役割を担うことができる技能や資格を持った人がおり、その人の協力を得ることにより地域の防災体制の強化を図るもの。

例文

医師、看護師、介護士、土木技師、建築士など、災害応急対策、災害復旧に必要な人材の発掘と、自主的な協力が得られるよう住民への情報提供依頼を行い、その名簿を作成する。

技能、資格	氏名	所属町内会
医師	〇〇 〇〇	〇〇丁目町内会
看護師	〇〇 〇〇	〇〇丁目町内会
建築士	〇〇 〇〇	〇〇丁目町内会

6 〇〇区(町内会・自治会)の防災体制の確立

(解説)区(町内会・自治会)の防災体制を明らかにし、その役割分担を明記するもの。

例文

市の指定避難所や避難場所、また区(町内会・自治会)で管理する集会施設、公民館や地域内の公園など、災害発生時に必要な情報を整理するとともに、災害時の機能を分散できるよう活動拠点となる施設の役割や機能を明確にした防災体制を確立する。

① 本部機能

(解説)区(町内会・自治会)の災害対応の中枢を担う本部を定めるもの。

例文

〇〇町公民館を中心として、その他の区(町内会・自治会)の公民館や避難場所となる各公園、また、市の指定一般避難所である〇〇小学校、市の防災拠点となる〇〇センターとを結び、区(町内会・自治会)防災ネットワークを形成する。

〇〇町公民館が災害により被害を受けて使用できない場合は、区長・副区長(町内会長・副会長、自治会長・副会長)の判断により〇〇公民館を使用する。

区分	施設名	電話	住所
本部	〇〇公民館	〇〇-〇〇〇〇	〇〇町〇-〇
代替本部	〇〇公民館	〇〇-〇〇〇〇	〇〇町〇-〇
一次避難場所 (1丁目町内会)	〇〇公園	—	〇〇町〇-〇
一次避難場所 (2丁目町内会)	〇〇公園	—	〇〇町〇-〇
市指定一般避難所	〇〇小学校	〇〇-〇〇〇〇	〇〇町〇-〇
市防災拠点	〇〇センター	〇〇-〇〇〇〇	〇〇町〇-〇

※ 区(町内会・自治会)で本部や避難所(追認)を開設した場合には、市の防災拠点(地震時)・市災害対策本部(風水害時)へ連絡する。

② 災害用備蓄資材等

(解説)区(町内会・自治会)の災害対応で使用する資器材や備蓄食料等の保管場所、種類などを明らかにするもの。

例文

防災資器材、食料等を次表のとおり備蓄する。

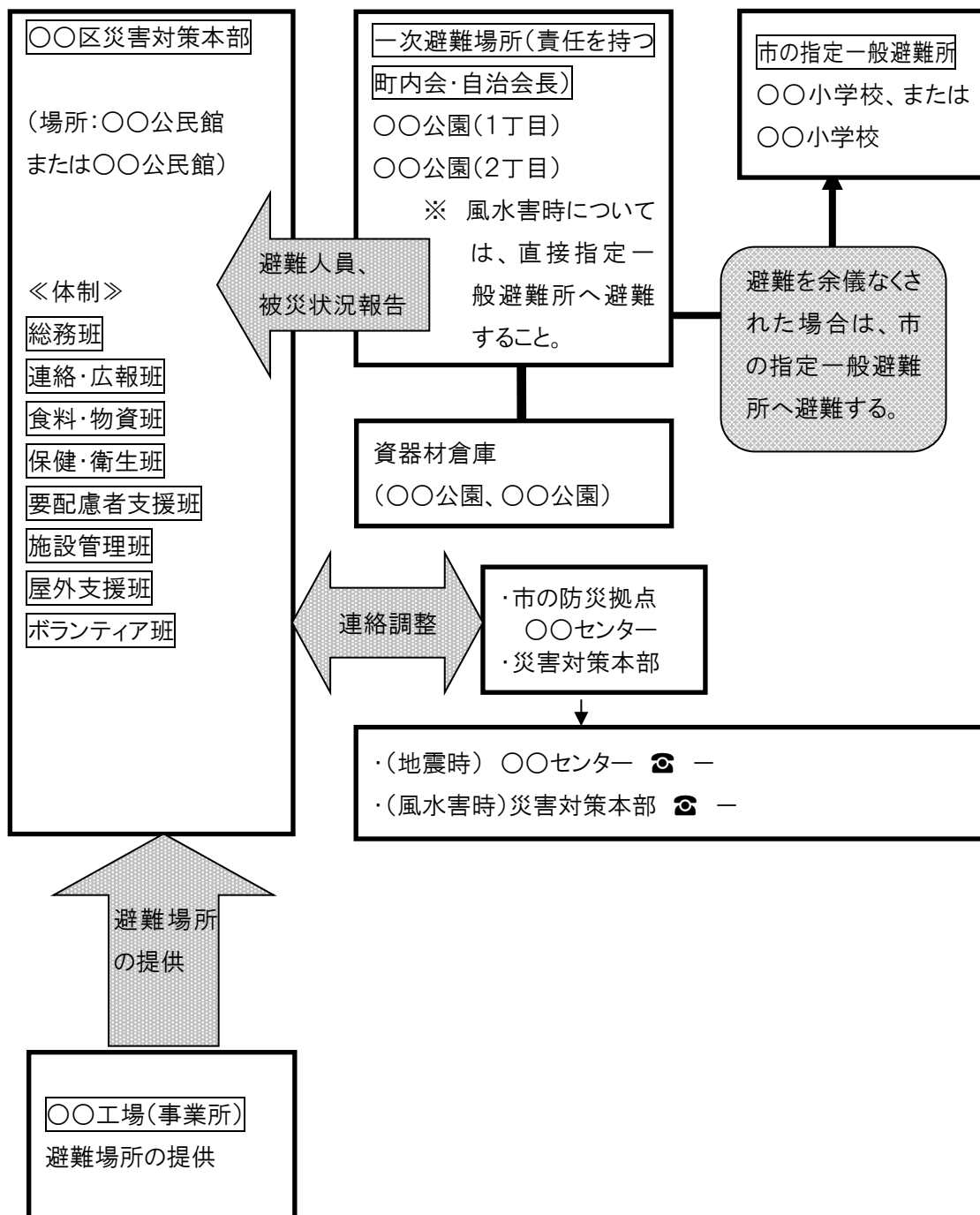
保管場所	名称	資器材の種類
〇〇公園	資器材倉庫	リヤカー、ハンマー、バール、のこぎり、ヘルメット、ジャッキ、ロープ、消火栓開閉器具、可動式動力消防ポンプ、燃料携帯缶、ホース、拡声器、テント、担架、強力ライト、スコップ等
〇〇公園	土のう倉庫	土のう 250 袋、スコップ3
〇〇集会所	〇〇集会室	食料、毛布、簡易ベッド、マスク等

7 区（町内会・自治会）防災ネットワーク

（解説）区（町内会・自治会）の防災に関するネットワークを定めて、災害時に迅速に活動ができるようあらかじめ図式化して見やすく表示しておくもの。

例文

次のとおり、区（町内会・自治会）防災ネットワークを確立し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。



8 区（町内会・自治会）の役割分担

（解説）区（町内会・自治会）の各班体制を定め、その役割を明らかにし、図式化して見やすく表示しておくもの。災害が発生する時間によっては、仕事等により不在になる人もことから、地域の実情に合わせて役割を決めておくことが重要。特に、避難所の運営を担う班については、性差や世代に配慮した運営を行えるような体制とすることが必要。

例示

＜班体制とその役割＞

	平常時の活動	災害時の活動
総務班	地域の防災マニュアルや訓練計画の作成	市との連絡調整、各班の調整・指導、避難所の運営等
連絡・広報班	防災知識の普及	避難所内外の情報収集・伝達・発信等
食料・物資班	非常食の家庭備蓄の広報	食料・物資の調達等
保健・衛生班	応急手当の方法の習得	救護活動及び避難所の衛生管理等
要配慮者支援班	避難時に配慮が必要な住民の把握	施設内外の定期巡回等の実施
施設管理班	出火防止の啓発	初期消火・防火対策等の実施
屋外支援班	避難計画の作成及び周知	避難誘導、車中・テント生活者支援
ボランティア班	災害発生時の懸念事項の検討	ボランティアの受け入れ

＜役割分担表＞

班名	班長	構成員
総務班	区長 (副班長:副区長)	各自治消防団長
		各自主防災会長
		各町内会長
		各子ども会会長
		民生委員
連絡・広報班	〇〇町内会長	各町内会〇名
食料・物資班	〇〇町子ども会会長	各子ども会〇名
保健・衛生班	〇〇自主防災会長	各自主防災会〇名
要配慮者支援班	〇〇町内会長	各町内会〇名
施設管理班	〇〇自主防災会長	各自主防災会〇名
屋外支援班	〇〇町内会長	各町内会〇名
ボランティア班	〇〇町子ども会会長	各子ども会〇名

＜各班の役割＞

① 総務班

【平常時】

- ・本防災マニュアルの進行管理、訓練計画の作成
- ・有資格者などの名簿の作成、協力体制の確立
- ・災害時の避難支援制度の管理、運用

【災害時】

- ・被災者からの相談や問い合わせ等の相談窓口
- ・各活動班への指示、有資格者への協力依頼
- ・市の指定一般避難所に避難した場合の避難所における取りまとめ
- ・避難所での性別に配慮した運営(トイレ、更衣室、授乳室、相談係等)
- ・高齢者、障がい者など要配慮者に対する配慮
- ・区(町内会・自治会)全域の被害状況など情報全般の把握、市の防災拠点や災害対策本部及び各町内会への情報の伝達
- ・避難所での生活ルールの周知及び徹底

【市の防災拠点(地震時)・市災害対策本部(風水害時※)への連絡・報告項目】

No	連絡・報告項目	No	連絡・報告項目
1	避難者数	4	不足食料数
2	負傷者数(死傷者含む)	5	不足飲料水数
3	被害状況(道路・倒壊家屋等)	6	不足資器材数

※市指定一般避難所(〇〇小学校)が開設されている場合は、上記連絡・報告事項について、市指定一般避難所の避難所運営者と連携を図ること。

② 連絡・広報班

【平常時】

- ・区(町内会・自治会)の住民への防災知識の普及

【災害時】

- ・災害支援本部やテレビ・ラジオ・避難者などから災害に関する情報を収集
- ・各町内会(自治会)の被害状況の把握、情報の収集・伝達、被害概況調査の実施
- ・各活動班や避難者などから収集した情報を総務班へ報告
 - ※情報収集の内容:けが人情報、建物被害、道路状況、避難状況など
- ・収集した情報を整理及び分類し、情報掲示板をつくり掲示するなど避難者へ情報を伝達

③ 食料・物資班

【平常時】

- ・非常食等の購入・管理
- ・非常食の家庭備蓄(ローリングストック法など)の広報

【災害時】

- ・炊き出し及び給水(資器材の準備を含む)
- ・食料・飲料水の必要数の把握、総務班への調達依頼連絡
- ・乳幼児に対する粉ミルクや離乳食などの配慮
- ・アレルギーや病気に対応した非常食の配慮
- ・食料・飲料水等の受け取り・保管

④ 保健・衛生班

【平常時】

- ・区(町内会・自治会)の住民への救出及び応急手当の方法の普及、区(町内会・自治会)の住民への救出、応急手当訓練の実施

【災害時】

- ・負傷者等の救出及び救護活動
- ・避難者の健康管理
- ・避難所における感染症対策
- ・避難所の定期的な換気、清掃などの衛生管理
- ・ペットとの同行避難に対する配慮

⑤ 要配慮者支援班

【平常時】

- ・家族などの支援者がおらず、避難所へ自力で行くことができない人など、特に配慮が必要な住民の把握

【災害時】

- ・災害時の避難支援制度による要配慮者の避難支援状況の把握
- ・要配慮者や在宅避難者に対する要望や必要な物資等を聞き取るための定期巡回
- ・女性や子どもへの暴力防止対策の検討

⑥ 施設管理班

【平常時】

- ・区(町内会・自治会)の住民への出火防止の啓発、消火資器材の確認、区(町内会)の住民への消火訓練の実施

【災害時】

- ・初期消火の実施
- ・防火対策の徹底

⑦ 屋外支援班

【平常時】

- ・避難計画(避難経路や一次避難場所の公園の設定等)の作成及び周知

【災害時】

- ・避難誘導の実施
- ・地域内の住宅を戸別訪問し、安否確認を行う
- ・車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人に対しての支援

⑧ ボランティア班

【平常時】

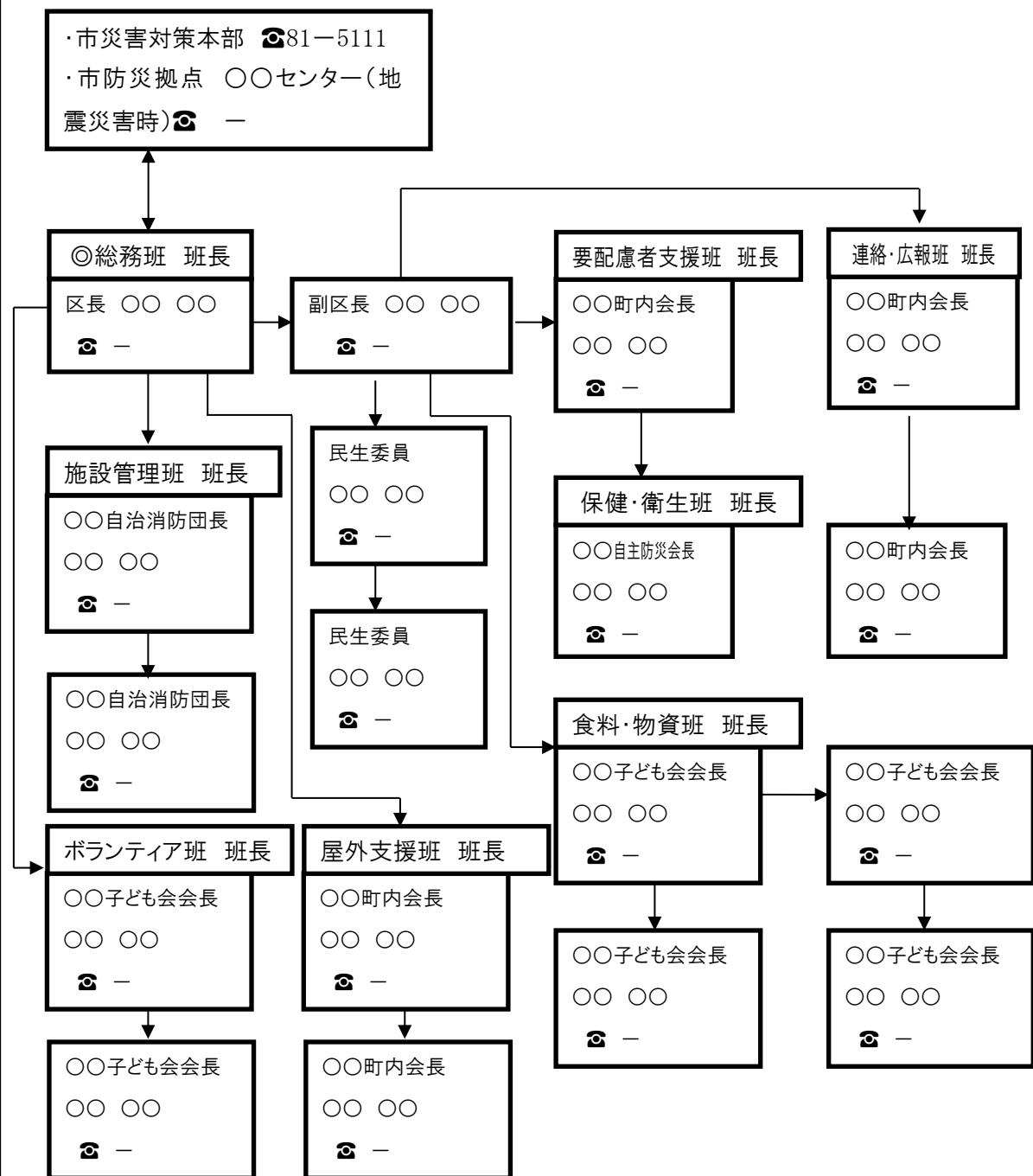
- ・災害発生時の懸念事項について、検討

【災害時】

- ・災害ボランティアセンターから派遣されていることを確認(災害ボランティアセンターから配布されている名札シールをつけているかなど)し、ボランティアを受け入れ
- ・ボランティア活動の立ち合い

9 緊急連絡網

※市役所(災害対策本部)からの連絡先(窓口)を決めておく。◎等の印で分かるようにする。



※各町内会、子ども会、自治消防団、自主防災会の構成員へは、組織ごとに連絡網を作成し、連絡する。

10 平常時からの区（町内会・自治会）の住民の備えや準備

（解説）平常時から区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの備えや準備を行うことができるよう、知識の習得や備えについて啓発を行うもの。

例示

平常時から区（町内会・自治会）の住民一人ひとりが災害時に備えて準備を行い、被害を軽減するため、知識の習得や備えを行う。

※ 内容は、本マニュアル 16 ページから 27 ページまでの「Ⅱ 防災に関する基礎知識」による。

11 災害時の区（町内会・自治会）の住民の避難行動

（解説）災害時の区（町内会・自治会）の住民一人ひとりの避難行動を明らかにし、有事の際の安全かつ円滑な避難ができるようにするもの。

例示

災害時の避難を安全かつ円滑に行うため、次のとおり、災害発生直後に気をつける事項や各町内会の一次避難場所を決める。各一次避難場所では、その場所での責任者となる町内会長が、避難者の数や負傷者の有無、町内の被害状況を確認し、総務班班長である区長に報告する。

① 災害発生時に気をつける事項（自宅にいた場合の例）

地震の場合

- 1 地震の揺れが収まるまで、机の下などで身を守る。台所で火を使用していた場合は、無理をして火を消しに行くと調理器具が落ちてきたりしてやけどをする危険があるため、地震の揺れが収まるまで待ち、落ち着いて火を消す。
- 2 自宅内の家族の安否を確認する。
- 3 転倒した家具や物、飛散したガラスに気をつけ、周囲を確認する。
- 4 電気のブレーカーを落とす。
- 5 窓や戸を開け、出口を確保する。
- 6 自宅に大きな被害を受けた場合は、非常持出品を用意し、区（町内会・自治会）であらかじめ決めた一次避難場所へ避難する。
- 7 避難場所や避難所では、避難者同士で助け合う。

風水害の場合

- 1 日頃から大雨や洪水に関する気象予警報の情報入手を行う。
- 2 市からの避難に関する情報(警戒レベル3・4・5)があった場合は、自分の地域が該当しているか、日頃から登録しておいた市の安全安心情報ネットワークのメール配信内容やテレビなどで確認する。
- 3 避難に関する情報で自分の地域が該当している場合や、身の危険を感じた場合は、非常持出品を用意し、区・町内会・自治会であらかじめ決めた市の指定一般避難所へ避難する。
- 4 避難所では、避難者同士で助け合う。

② 避難ルート

地震の時は、まず一次避難場所に避難して様子を見て、必要に応じて市の指定避難所に移動する。

風水害の時は、市の指定一般避難所に避難する。

※地震、風水害を問わず、避難先として自宅や親類、友人宅で安全が確保できる場合は、適切な避難ルートを通り避難する。

〇〇町内会

一次避難場所：〇〇公園(〇〇町〇〇番地〇)

市の指定一般避難所：〇〇小学校(〇〇町〇〇番地〇)

※ 地図上に区(町内会・自治会)ごとの避難場所や避難経路を記入する。

③避難所の感染症対策

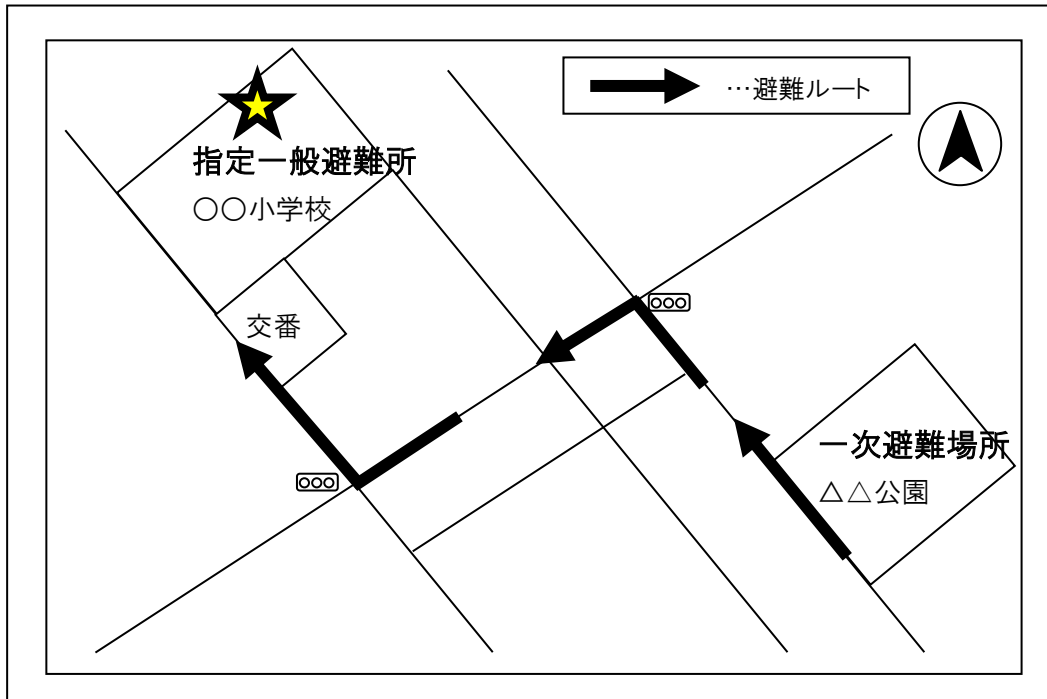
- 1 非常持出品として、水、食料、日用品、常備薬などのほかに、マスク、アルコール消毒液、体温計など感染対策用品も持参する。
- 2 マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 3 発熱や咳等体調の変化がある場合は、速やかに保健・衛生班を通じて、市の防災拠点(地震時)や市災害対策本部(風水害時)に連絡する。

〇〇町内会

一次避難場所: 〇〇公園(〇〇町〇〇番地〇)

市の指定一般避難所: 〇〇小学校(〇〇町〇〇番地〇)

地図



公園の写真

小学校の写真

👉 その他、地域の実情に応じて、その地域の危険箇所や避難場所を記したハザードマップを作成し、地域に影響のある河川の危険水位などの基準とともに、マニュアルに添付することも一つの方法です。

II 防災に関する基礎知識

1 共通編

-1 避難所と避難場所

避難所	避難場所																
指定一般避難所(計 41 か所) 災害時の避難所として、市内 37 か所の小学校、南城中学校、グルッポふじとう、西藤山台運動交流ひろばと中部大学を指定しています。 	広域避難場所(計8か所) 一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない7つの大規模な公園と中部大学のグラウンドを指定しています。 <table border="1"> <tr> <td>二子山公園</td><td>落合公園</td></tr> <tr> <td>朝宮公園</td><td>繁田公園</td></tr> <tr> <td>中央公園</td><td>高森山公園</td></tr> <tr> <td>篠木公園</td><td>中部大学グラウンド*</td></tr> </table>	二子山公園	落合公園	朝宮公園	繁田公園	中央公園	高森山公園	篠木公園	中部大学グラウンド*								
二子山公園	落合公園																
朝宮公園	繁田公園																
中央公園	高森山公園																
篠木公園	中部大学グラウンド*																
指定福祉避難所(計 16 か所) 要配慮者(※1)の避難所として市内 16 か所の公共施設を指定しています。 <table border="1"> <tr> <td>味美ふれあいセンター</td><td>高蔵寺ふれあいセンター</td></tr> <tr> <td>西部ふれあいセンター</td><td>坂下公民館</td></tr> <tr> <td>鷹来公民館※3</td><td>東部市民センター</td></tr> <tr> <td>グリーンパレス春日井</td><td>ハーモニ-春日井</td></tr> <tr> <td>南部ふれあいセンター</td><td>保健センター</td></tr> <tr> <td>総合福祉センター</td><td>少年自然の家</td></tr> <tr> <td>知多公民館</td><td>第一希望の家※2</td></tr> <tr> <td>福祉作業所※2</td><td>第二希望の家※2</td></tr> </table>	味美ふれあいセンター	高蔵寺ふれあいセンター	西部ふれあいセンター	坂下公民館	鷹来公民館※3	東部市民センター	グリーンパレス春日井	ハーモニ-春日井	南部ふれあいセンター	保健センター	総合福祉センター	少年自然の家	知多公民館	第一希望の家※2	福祉作業所※2	第二希望の家※2	緊急避難場所(計 72 か所) 地域の公園を公園の規模や人口の集中度に応じて指定しています。 
味美ふれあいセンター	高蔵寺ふれあいセンター																
西部ふれあいセンター	坂下公民館																
鷹来公民館※3	東部市民センター																
グリーンパレス春日井	ハーモニ-春日井																
南部ふれあいセンター	保健センター																
総合福祉センター	少年自然の家																
知多公民館	第一希望の家※2																
福祉作業所※2	第二希望の家※2																
その他 公共施設や地域のコミュニティ集会施設など、指定避難所以外の施設へ避難した場合は、市災害対策本部への申し出により、その場所を新たに避難所として追認、登録し、指定避難所と同様の支援を行います。																	

※1 災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など

※2 知的障がい児・者を受入

※3 大規模改修工事に伴い、令和7年夏頃まで避難所機能を停止します。

-2 避難に関する情報

避難に関する情報は、災害対策基本法に基づき、河川水位の情報や災害が発生する危険が迫っていると予想される場合に市長の判断で発表されます。

各自で、日頃から情報収集方法を確認し、貴重品や家族構成を考えた非常持出品を準備しておきましょう。

また、家族で、避難する場所や連絡方法を事前に決めておきましょう。



情報の種類

災害対策基本法の改正に伴い、令和3年5月20日から、市が発令する避難情報の名称が変わります。警戒レベル4としていた「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。今後は、警戒レベル4「避難指示」を発令したときは、危険な場所にいる人は全員避難しましょう。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	住民が避難行動をとる際の参考となる情報(警戒レベル相当情報)注1
警戒レベル5 (市が発令)	避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保しましょう。	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警戒など (国土交通省、気象庁、愛知県が発表)
警戒レベル4 (市が発令)	危険な場所(注2)から全員(注3)避難しましょう。	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報など (国土交通省、気象庁、愛知県が発表)
警戒レベル3 (市が発令)	指定された地域の危険な場所(注2)にいる高齢者等(妊産婦、障がいのある人等避難に時間を要する人や、その支援をする人)は避難しましょう。高齢者等以外の人、必要に応じて普段の行動を見合わせる等、自主的に避難しましょう。	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警戒など (国土交通省、気象庁、愛知県が発表)
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難に備えハザードマップなどにより自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報、 大雨注意報	
警戒レベル1 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (警戒級の可能性)	

※ 情報は警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限りません。

注1 警戒レベル相当情報が出されたとしても、今後の状況などを踏まえて総合的に判断するため、避難情報が発令されない場合があります。

注2 「危険な場所」とは、「災害リスクのある区域等」のうち、立退き避難をしなければ命が脅かされる場所(例えば平屋、低層階等)のことです。

注3 「全員」とは、「危険な場所」にいる居住者等のことです。

情報収集方法

市では、災害や避難に関する情報を、広報車による広報活動、市ホームページやテレビ、ラジオなどのメディアを通じて伝達するとともに、避難情報を発令する対象の地域にお住まいの区長・町内会長・自治会長などの皆さんに対し、直接避難情報を伝達する「音声架電システム」を導入し、自動音声による電話連絡を行います。

また、「春日井市安全安心情報ネットワーク」の情報配信登録者のパソコンや携帯電話にメール配信を行います。皆さん各自とその家族が、迅速な情報収集を行うため、ぜひ登録してください。



市安全安心情報ネットワーク



「安全安心情報」「気象情報」「消防情報」の3つの情報を選択して登録できます。配信登録をした人へ、スマートフォン・パソコンや携帯電話にメールで配信します。

《登録はこちらから》

携帯電話からの登録 <https://m.sugumail.com/m/kasugai-city/home>

スマートフォン・パソコンなどからの登録 <https://plus.sugumail.com/usr/kasugai-city/home>

※通信料は利用者の負担となります。



(携帯電話)



(スマートフォン・パソコンなど)

災害用伝言ダイヤル 171

災害の発生により、電話などがつながりにくい状況になったときに提供が開始される「声の伝言板」です。被災地の人や録音した安否などに関する情報をほかの地域の人や聞いたり、ほかの地域の人から被災地の人へメッセージを送ったりすることができます。

使い方:「171」にダイヤル⇒音声
音声案内に従って録音または再生

体験利用で練習してみよう

体験期間

●毎月1日・15日

●1月1日～3日

●防災とボランティア週間(1月15日午前9時～21日午後5時)

●防災週間(8月30日午前9時～9月5日午後5時)

災害用伝言板「web171」も利用してください

ホームページ

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171>

-3 日頃からの備え

非常持出品や非常備蓄品を備えよう

災害発生時、特に大規模地震発生直後の数日間は、自力で生活することになるかもしれません。避難時に持ち出せる非常持出品や、避難生活を送るうえで必要な非常備蓄品を用意しましょう。非常備蓄品は、最低3日分、できれば1週間分の食料や飲料水を用意し、年に1回以上、期限や保存状態を点検しましょう。

また、日常的に食べて買い足すを繰り返すローリングストック法を行い、災害時の食に備えましょう。

非常持出品・非常備蓄品の例	
食料関係	食料(乾パン・クラッカー・缶詰・飴・チョコレートなど) 飲料水(1人1日3リットルを目安に) 割りばし、紙皿等の食器、缶切り、調味料、ラップフィルムなど
資器材関係	懐中電灯、ラジオ、電池、ライター、カッターナイフ、ガムテープ、軍手、ヘルメット、雨具、ホイッスル、給水袋、レジャーシートなど
衛生関係	衣類・下着、タオル、マスク、傷薬、包帯、ばんそうこう、消毒薬、常備薬、持病薬、お薬手帳、ティッシュ、ウェットティッシュ、ポリ袋、携帯用トイレ、洗面用具、アルコール消毒液、使い捨て手袋、フェイスシールド、体温計など
生活用品	毛布、寝袋、カイロ、新聞紙、なべ、やかん、カセットコンロ、ガスボンベ、トイレトペーパー、バケツなど
その他	通帳、印鑑、筆記用具、現金(小銭)、メガネ・コンタクトレンズ、携帯電話・スマートフォンの充電器、緊急時連絡帳、家族の写った写真など

家族に合わせた備蓄品を用意することも大切です。何をどれだけ準備しておけばよいか、家族で話し合しましょう。

妊婦・赤ちゃん・小さなお子さんがある場合
☐ 紙おむつ、おしりふき ☐ 粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、離乳食、食べ慣れたおやつ ☐ おもちゃ(できれば音が鳴らないもの)、絵本 ☐ だっこ紐・おんぶ紐 ☐ 母子手帳・マタニティマーク・張り止め薬

女性がいる場合
☐ 生理用品・おりものシート・自分のサイズに合う下着 ☐ スキンケア用品・メイク落としシート ☐ リップクリーム・保湿クリーム ☐ ホイッスル・防犯ブザー
高齢者がいる場合
☐ やわらかくて食べやすいものなど身体にあった食品 ☐ お薬手帳・常備薬 ☐ 老眼鏡・補聴器 ☐ 入れ歯・入れ歯用洗浄剤
アレルギー・慢性疾患を持った人がある場合
☐ アレルギー対応食・腎臓病食・糖尿病食など、アレルギーや病気に対応した非常食

避難経路、避難する場所を決めておこう

自宅や勤務先などから安全に避難できる指定一般避難所や指定福祉避難所を決め、日頃からそこまでの安全な避難経路を確認しておきましょう。

指定一般避難所となる小学校は、皆さんのお住まいの小学校区などにとらわれる必要はありません。

分散避難を検討しよう

避難する場所は、指定一般避難所、指定福祉避難所に限らず、自宅や親類、友人宅で安全が確保できる場合は、無理に避難所へ行く必要はありません。自宅等の災害リスクを確認し、適切な避難行動がとれるようにしましょう。



家族会議を開こう

非常持出品の種類、その自宅内の置き場所、避難する場所、家族間の連絡方法などをあらかじめ決めておきましょう。

2 地震に備える

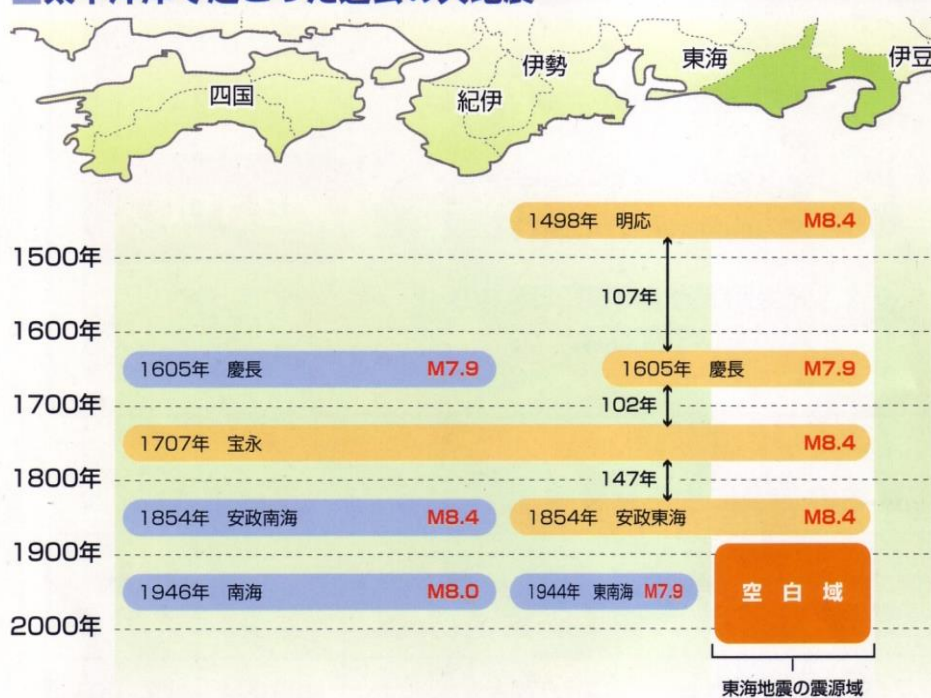
-1 地震の知識

●海溝(プレート境界)型の地震 海洋プレートが陸のプレートの下に沈み込んでいるため、この海洋プレートの沈み込みとそれに伴う陸地の圧縮により地震が発生する	●内陸活断層による地震 陸地の地下で活断層がずれて地震が発生する
<特徴> ・揺れている時間が長い(1分以上) ・津波の危険性が高い	<特徴> ・揺れている時間が短い(10 秒から数十秒) ・震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい
<地震例> ・平成 23 年3月 11 日 東日本大震災	<地震例> ・平成7年1月 17 日 阪神・淡路大震災 ・平成 28 年 4 月 14 日、16 日 熊本地震 ・平成 30 年 9 月 6 日 北海道胆振東部地震 ・令和6年1月1日 能登半島地震



南海トラフ地震の発生が懸念されています

■太平洋岸で起こった過去の大地震



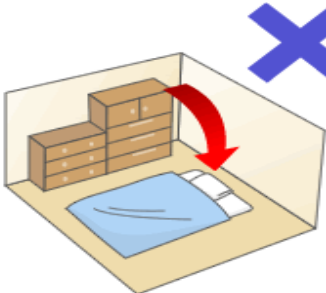
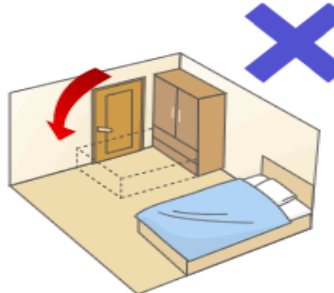
南海トラフ地震は、100 年から150 年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しており、いつ発生してもおかしくないと言われています。

-2 地震防災マップの活用

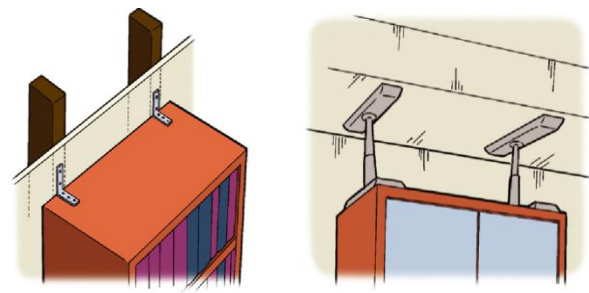
南海トラフ地震が発生した場合の市内の揺れやすさや、指定避難所などの情報を掲載した地震防災マップを、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館などに設置しています。

-3 日頃からの安全対策

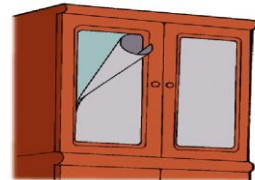
●寝る場所を考えよう

倒れた家具により、負傷したり逃げ遅れる可能性があります。 特に寝室や、子ども、高齢者などの部屋には、倒れそうな家具を置かないようにしましょう。	 寝ている所に家具が倒れる 危険がある配置  倒れた家具が出口を ふさいでしまう危険がある配置
---	---

●家具の転倒や落下を防止する対策をとろう

次のような対策があります。 ・転倒防止金具で、家具と壁を固定 ・重ね留め家具で、家具同士を固定 ・開放防止器具で、引き出しや扉が開かないように ・重い物を下、軽い物を上に収納 ・家具の下に転倒防止板を挟む など	
--	--

●ガラスの飛散防止をしよう

飛散防止フィルムを貼り、ガラスの飛散を防ぎましょう。 万が一、ガラスが飛散した場合に備え、スリッパを準備しておきましょう。	
---	---

●住宅などの耐震化

阪神・淡路大震災の死者のうち約 8 割が、住宅の倒壊や家具の転倒による圧迫・窒息によるものでした。

特に、昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。耐震診断によりご自宅の耐震性を知り、必要な備えをすることが重要です。



耐震診断 建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の仕様などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討することです。	耐震改修 耐震診断によって、不足している部分を改めることです。新たに壁を作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法があります。
--	--

耐震診断、耐震改修などへの助成制度

制度の名称	内容	問い合わせ先
木造住宅無料耐震診断	木造住宅の耐震診断を無料で行うもの	まちづくり推進部 建築指導課 【電話】 0568-85-6328
木造住宅耐震改修費補助	木造住宅の耐震改修を行う費用の一部を補助するもの	
木造住宅除却費補助	木造住宅の除却を行う費用の一部を補助するもの	
木造住宅段階的耐震改修費補助	木造住宅を段階的(二段階)に耐震改修を行う費用の一部を補助するもの	
非木造住宅・耐震診断費補助	鉄筋コンクリート造などの木造以外の住宅の耐震診断を行う費用の一部を補助するもの	
非木造住宅耐震改修設計費・改修工事費補助	鉄筋コンクリート造などの木造以外の住宅の耐震改修設計・耐震改修を行う費用の一部を補助するもの	
耐震シェルター整備費補助	木造住宅内の一部屋を安全にする耐震シェルターの整備を行う費用の一部を補助するもの	
コミュニティ集会施設耐震診断費補助	コミュニティ集会施設の耐震診断を行う費用の一部を補助するもの	市民生活部 市民生活課 【電話】 0568-85-6617

※上記すべて、昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に着工された建物が対象です。

※上記のほか、公道等に面したブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度もあります。

3 風水害に備える

-1 風水害対策に関する知識習得と情報収集

台風や集中豪雨は、襲来時期や規模をある程度予測することができます。日頃から気象情報を気につけ、注意が必要なときには、春日井市安全安心情報ネットワークによるメール配信、テレビ、ラジオ、インターネットで最新の情報を収集するようにしましょう。



気象注意報と警報

「注意報」と「警報」は、市町村ごとに発表され、「注意報」は災害が起こるおそれがあるときに、「警報」は重大な災害が起こるおそれがあるときに発表されます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、乾燥、高潮、波浪など
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪

大雨警報について

大雨警報は、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)の3つに区分されます。

警戒事項	基準
大雨警報(土砂災害)	土壌雨量指数(※1)
大雨警報(浸水害)	表面雨量指数(※2)
大雨警報(土砂災害、浸水害)	上記2つをともに満たすとき

(※1)土砂災害の危険度を表すもので、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜っているかを数値化したもの。

(※2)浸水害の危険度を表すもので、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

台風について

台風とは、北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ 17m/s(34 ノット、風力 8)以上のものをいいます。台風の大きさは、「風速 15 m/s 以上の領域の半径」、強さは、「最大風速」で表されています。

台風の大きさと階級	
階級	風速 15 m/s 以上の領域の半径
大型(大きい)	500km 以上 800m 未満
超大型(非常に大きい)	800km 以上

台風の強さと階級	
階級	最大風速
強い	33m/s 以上 44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

雨の強さと人への影響

1時間の雨量	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響
10mm 以上 20mm 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる
20mm 以上 30mm 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる
30mm 以上 50mm 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	
50mm 以上 80mm 未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる
80mm 以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	

土砂災害危険地区等について

危険地区の名称		定 義
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形(傾斜、土層深、渓床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、急傾斜地上端から水平距離が 10m 以内、下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

※土砂災害警戒情報に注意しましょう

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、避難情報発令の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表します。

この土砂災害警戒情報が春日井市に発表された場合は、原則、春日井市で避難指示を発令しますので、土砂災害警戒区域等の区域内にお住まいの方は、速やかに避難してください。

-2 避難時に気をつけること

やむを得ず洪水の中を避難する場合、特に足元に十分注意をしましょう。

子どもや高齢者からは目を離さず、手を引くなどの手助けを忘れずにしましょう。

洪水の流れは勢いが強く、大変危険ですので浸水する前に避難してください。

浸水している場合には、緊急避難として建物の高所にとどまることも選択肢の1つです。

洪水のときの避難のポイント

1 はき物

裸足や長靴ではなく、ひもでしめられる運動靴がよい。

2 ロープでつながって

はぐれないようにお互いの体をロープで結んで避難する。特に子どもからは目を離さない。

3 歩ける深さ

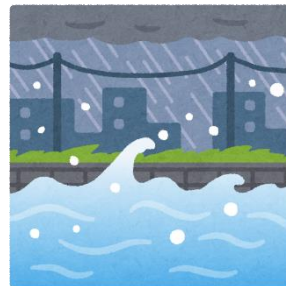
流れがある場合の歩ける深さは、ひざ程度（成人男性 70cm、女性 50cm）まで。
水の深さがひざ上までであるようなら無理は禁物。高所で救援を待つ。

4 足元に注意

水面の下はどんな危険が潜んでいるかわからない。長い棒を杖がわり
にして安全を確認しながら歩こう。

5 子どもや高齢者を安全に

子どもや高齢者の安全に気を配りながら避難をする。乳児はベビーバス
などを利用して安全を確保する。



-3 身近にあるもので浸水対策

自宅への浸水を防ぐために土のうを設置することは効果的です。

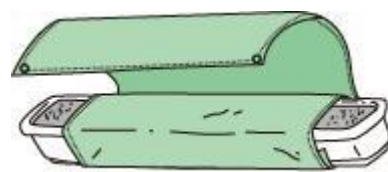
身近にあるものでも工夫して使うことで土のうの代わりとなり、浸水を軽減させることができます。

これらの対策は、あくまで小規模な水害で水深の浅い初期段階で行うものです。

危険を感じる前に早めに避難してください。

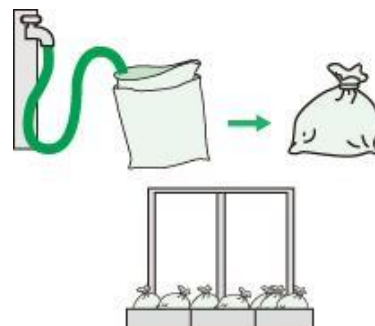
プランターを利用する

土を入れたプランターを数個並べ、ブルーシートやレジャーシートを巻けば止水板の代わりになります。
(ポリタンクなどでも代用することが出来ます。)



ゴミ袋を利用する

40 リットル程のビニール袋を重ねて半分くらい水を入れれば土のうの代わりになります。また段ボール箱に入れることで隙間なく並べることができます。



-4 ハザードマップの活用

外水氾濫による浸水状況の想定や避難情報などを盛り込んだ洪水ハザードマップを、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館などに設置しています。その他、雨水出水(内水)浸水想定区域図、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や避難情報などを盛り込んだ土砂災害ハザードマップを春日井市のホームページに掲載しています。

また、これらの情報は、春日井市ホームページ内「道風くんの春日井マップ」からもご覧いただけます。

おわりに

本マニュアルにより、地域において日頃から地域内のネットワークを形成し、いざという時の「共助」の力を発揮するための手引きとして活用していただくとともに、市民の皆さん一人ひとりが防災に関する知識を習得、または再確認し、「自助」の能力の向上を図り、災害に強い春日井市をめざしましょう。

地域防災組織支援事業のご案内

春日井市では、地域の防災行動力の一層の向上を目指して、地域の防災マニュアルを作成した、区・町内会・自治会などに対して、備蓄食料、感染症対策物品などの購入や、マニュアル印刷の費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。

○対象団体

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会
- (2) 春日井市自主防災組織資器材貸与要綱に基づく補助金の交付を受けている自主防災組織
- (3) その他市長が認める団体

○補助要件

対象団体が、地域独自の防災マニュアルを作成し、これに基づいた防災体制などの整備を行い、防災訓練の計画や実施をする必要があります。

※ 既に補助金の交付を受けた団体と、同一のマニュアルを使用した場合は、補助金の交付対象とはなりません。

○補助対象経費

備蓄食糧、保存水、毛布、簡易トイレ、簡易ベッド、簡易エアーマット、寝袋、間仕切り、テント、ボディタオル、歯磨きシート、液体歯磨き、常備用カイロ、カセットコンロ、ランタン、給水用ポリ容器、マスク、アルコール消毒液、体温計、使い捨てグローブ、フェイスシールド、可搬式発電機、地域防災マニュアルの印刷製本に要する経費として、用紙、印刷請負に要した費用

※ 補助対象となる備蓄食料等については、作成した防災マニュアルに記載されている必要があります。

○補助金の額

補助金の交付は、補助対象経費の2分の1で、5万円を上限とします。また、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

※ 補助金の交付申請は、1年度につき1回です。また、補助金の交付を受けた年度以降3年度以内は、交付申請をすることができません。

○申し込み期間

年度によって異なりますので、春日井市総務部市民安全課までお問い合わせください。

◆防災マニュアルの手引き◆

平成 24 年 9 月発行

令和 7 年 4 月修正

発行：春日井市総務部市民安全課

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

電話 (0568) 85-6072

FAX (0568) 83-9988

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/bosai/1025983/1025991/shiminbosai.html>

Email: anzen@city.kasugai.lg.jp